電話でお金詐欺等被害の未然防止に向けたATM取引制限について

長野県 J Aバンク(県下 J Aおよび長野県信連)では、特殊詐欺の未然防止に向けた 取組みとして、平成 30 年 4 月より、一部のお客さまを対象にA T Mにおけるお取引(出金、振込、振替)の制限を実施させていただいております。

昨今、全国的に電話でお金詐欺(振り込め詐欺、還付金詐欺など)が多発する中、犯罪グループが公的機関等を騙り、高齢者の方からキャッシュカードを詐取、暗証番号を聞き出し、ATMからお金を引き出す被害が発生するなど手口は巧妙化し、被害がますます拡大していくことが懸念されています。

今回新たに対象となるお客様につきましては、ご不便をおかけいたしますが、「お客さまの大切な貯金をお守りするため」の取組みですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 対象となるお客さま

過去3年以上お取引のない70歳以上のお客さま

2. 利用制限について

JAバンクキャッシュカードを利用した1日あたりの出金(振替・振込を含む)限度額を0円に制限させていただきます。

3. 今回利用制限開始日

令和6年4月23日(火)

4. その他

対象となるお客さまで、利用制限を希望されないお客さまは、お取引のあるJA店舗窓口までお申し出ください。